

令和2年壮瞥町議会第5回臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年11月19日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和2年11月27日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招議員（9名）

1 番 菊 地 敏 法 君	2 番 松 本 勉 君
3 番 佐 藤 忖 君	4 番 加 藤 正 志 君
5 番 山 本 勲 君	6 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 毛 利 爾 君	8 番 森 太 郎 君
9 番 長 内 伸 一 君	

○不応招議員（0名）

令和2年壮瞥町議会第5回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年11月27日（金曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 7 4 号ないし議案第 7 6 号について

○出席議員（9名）

1 番 菊 地 敏 法 君	2 番 松 本 勉 君
3 番 佐 藤 忖 君	4 番 加 藤 正 志 君
5 番 山 本 勲 君	6 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 毛 利 爾 君	8 番 森 太 郎 君
9 番 長 内 伸 一 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会 計 管 理 者	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和 2 年壮瞥町議会第 5 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
7 番 毛利 爾君 8 番 森 太郎君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 74 号ないし議案第 76 号

○議長（長内伸一君） 日程第 3、議案第 74 号ないし議案第 76 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和 2 年第 5 回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第 74 号から議案第 76 号までの合計 3 件であります。

その内容についてご説明いたします。

議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）について。

令和２年度壮瞥町一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

第１条 既定の歳入歳出予算の総額 42 億 7,840 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 7,890 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和２年 10 月 1 日となります。

事項別明細書、歳出から説明します。６ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 50 万円の追加となります。財産管理事業一般経費になりますが、旧役場庁舎前駐車場付近の町有地内に生育した樹木が隣接する民地に大きくせり出し、当該民地内の家屋等の建て替え工事の支障となり、早急な処理が必要となったため、支障木の伐採、安全柵の新設等を行ったものであります。

歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 50 万円の追加となります。

第１表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 75 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和２年 10 月 7 日付の人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。第１条では期末手当の額について、本年 12 月に支給する期末手当基礎額に乗ずる率を 100 分の 5 引き下げを規定しております。

第２条では、令和３年度以降において、期末手当基礎額に乗ずる率を 6 月支給分と 12 月支給分に均等に配分することを規定するものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行すること、第２条は令和３年 4 月 1 日から施行することを規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 76 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和２年 10 月 7 日付の人事院勧告及び一般職の職員の給与改正に準じて所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。第１条から第４条におきましては、議会の議員及び特別職の職員のそれぞれについて期末手当の乗ずる率を 100 分の 5 引き下げることの改正となります。第１条と第３条につきましては本年 12 月支給分のみ引き下げ、第２条と第４条につきましては令和３年度以降において 6 月支給分と 12 月支給分に均等に配分することを規定するものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行すること、第2条と第4条は令和3年4月1日から施行することを規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上が今臨時会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第74号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） この提案に対しては異議ありませんけれども、理解を深める上で伺いたいと思います。

安全柵の新設という言葉を使っておりますけれども、この安全柵はどの程度のものを新設したのか、その規模等について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

規模ということで、メーターですとかそういったところの資料は、すみません、持ち合わせていないのですが、該当する民地と接しているところの距離分を単管を打つような形で安全柵を講じています。ちょうどあそこに商業施設がすぐ下にあって、そこに駐車される方とかがよくそこで回転をする場所のように見受けられますので、万一それが乗り越えて下の民地のほうに落ちていっては危険なので、そういった目的で安全柵を、車が落ちないように安全柵を講じたということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第3のうち、議案第75号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 75 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、議案第 76 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 76 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 2 年壮瞥町議会第 5 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 12 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員